

保育園等の事故防止の取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

- 重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。※平成27年2月16日に3府省で通知
 ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く)※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

- 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
- ・事故の再発防止のための事後的な検証
 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討



- 地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知
- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
 - ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

- 保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置



<所要額>

【研修事業】 補助率：国1／2 都道府県又は市町村1／2
 補助額：1人当たり6千円

【巡回支援指導事業】 補助率：国1／2 都道府県又は市町村1／2
 補助額：巡回支援指導員1人当たり4,064千円